

# 平成29年度教育委員会定例会会議録

【日時】 平成29年9月13日（水）

【開会】 14時00分

【閉会】 15時22分

【場所】 第4庁舎 第6・7会議室

## 【出席委員】

教育長 渡邊 直美

教育長職務代理者 吉崎 静夫

委員 濱谷 由美子

委員 前田 博明

委員 小原 良

委員 中村 香

## 【出席職員】

教育次長 西 義行

教育委員会事務局担当部長 総合教育センター所長兼務 小松 典子

総務部長 小椋 信也

総務部担当部長 橋谷 由紀

教育環境整備推進室長 野本 宏一

職員部長 小田桐 恵

学校教育部長 市川 洋

健康給食推進室長 石井 宏之

生涯学習部長 金子 浩美

庶務課長 池之上 健一

庶務課担当課長 山田 哲郎

企画課長 古内 久

生涯学習推進課長 大島 直樹

市民文化局市民スポーツ室長 寺澤 昌恵

生涯学習推進課課長補佐 米井 克子

市民文化局市民スポーツ室担当課長 長澤 文人

庶務課課長補佐 武田 充功

市民文化局市民スポーツ室担当係長 峯元 朋和

健康教育課担当課長 辻 敏明

文化財課長 服部 隆博

文化財課担当係長 栗田 一生

調査・委員会担当係長 高橋 勉

書記 茅根 真帆

## 【署名人】

委員 前田 博明

委員 小原 良

( 1 4 時 0 0 分 開会)

## 1 開会宣言

【渡邊教育長】

ただいまから、教育委員会定例会を開会いたします。

本日の日程は御手元に配布のとおりでございますが、議事の都合上、順番を入れかえさせていただきますので、御了承願います。

## 2 開催時間

【渡邊教育長】

本日の会議ですが、14時00分から15時30分までといたします。

## 3 傍聴（傍聴者 9名）

【渡邊教育長】

次に傍聴でございますが、本日は傍聴の申し出がございますので、川崎市教育委員会会議規則第13条の規定により、許可することに異議はございませんでしょうか。

【各委員】

<了承>

【渡邊教育長】

また、川崎市教育委員会傍聴人規則第2条の規定により、本日の傍聴人の定員を20名程度とし、先着順としてよろしいでしょうか。

【各委員】

<了承>

【渡邊教育長】

それでは、異議なしとして傍聴を許可します。

## 4 非公開案件

【渡邊教育長】

本日の日程は配布のとおりでございますが、報告事項No.3は特定の個人が識別され得る情報が含まれており、公開することにより、個人の権利、利益を害するおそれや、事務の適正な執行に支障が生じるおそれがあるため、議案第50号は人事管理に係る内容のため、公開することにより、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれがあるため、議案第51号、議案第52号は、期日を定めて公表する案件であり、公開することにより、公正または適正な意思決定に支障を生ずるおそれがあるため、これらの案件を非公開とすることによろしいでしょうか。

【各委員】

<了承>

【渡邊教育長】

それでは、異議なしとしてそのように決定いたします。

なお、議案第50号につきましては、議決後は公開しても支障がないため、また、議案第51号、議案第52号につきましては、定められた公表期日以降は公開しても支障がないため、会議録には掲載させていただきます。

## 5 署名人

【渡邊教育長】

次に、署名人でございますが、本日の会議録署名人は川崎市教育委員会会議規則第15条の規定により、前田委員と小原委員にお願いいたします。

## 6 報告事項 I

### 報告事項 No. 1 叙位・叙勲について

【渡邊教育長】

それでは、報告事項No.1のところに入ります。

「報告事項No.1 叙位・叙勲について」です。説明を庶務課長にお願いいたします。

【池之上庶務課長】

よろしくお願いします。

「報告事項No.1 叙位・叙勲について」御報告申し上げます。高齢者叙勲を受けられた方が3名、死亡叙位・叙勲を受けられた方が1名いらっしゃり、その受章者氏名等につきましては、お手元の資料記載のとおりでございます。

はじめに、高齢者叙勲についてでございますが、大津先生におかれましては、昭和25年3月に教職の道を歩み始められ、平成2年に川崎市立長沢小学校長として退職されるまでの40年間、教育の充実と発展に御尽力いただきました。人間愛、地域愛に主眼を置いた教育目標を掲げ、地域と共に歩む学校づくりに専心されました。また、川崎市小学校教育研究会の要職を歴任し、本市の小学校教育の発展に大きく貢献されました。

次に、菅井先生におかれましては、昭和26年4月に教職に道を歩み始められ、平成2年に川崎市立宿河原小学校長として退職されるまでの39年間、教育の充実と発展に御尽力いただきました。校長時代は、社会科学習指導法の研究を実践する中で、教職員の研究に対する意欲向上・意識改革を図り、多くの優秀な教職員を育てるなど、すばらしい実績を残されました。また、全国小学校理科学研究会、神奈川県小学校理科学研究会、本市小学校理科教育研究会の要職を歴任し、理科教育の水準の向上に大きく貢献されました。

1枚おめくりいただきまして、2ページをごらんください。

土屋先生におかれましては、昭和24年3月に教職の道を歩み始められ、平成2年に川崎市立南加瀬中学校長として退職されるまでの41年間、教育の充実と発展に御尽力いただきました。

校長時代は、指導主事を積極的に招聘し、神奈川県の研究指定校として研究活動の推進に取り組みました。神奈川県公立中学校教育研究会及び川崎市立中学校教育研究会の各進路指導部会、川崎市立中学校長会で要職を歴任し、進路指導の水準の向上、中学校教育の発展に大きく貢献されました。

次に、死亡叙位・叙勲についてでございますが、中嶋先生におかれましては、昭和28年4月に教職の道を歩み始められ、平成2年に川崎市立塚越中学校長として退職されるまでの37年間、教育の充実と発展に御尽力いただきました。校長時代は最先端の教育活動として、相談学級の開設に力を注ぎ、その礎を築いたほか、川崎市友好都市教育使節の受け入れ、先駆的な特別活動の研究等ですぐれたリーダーシップを発揮されました。また、川崎市立中学校教育研究会、川崎市立中学校長会の要職を歴任し、国語科の発展、中学校教育の発展に大きく貢献されました。

いずれの先生方も、その長年の教育功勞に対して叙位・叙勲を受けられたものでございます。報告事項No.1につきましては、以上でございます。

**【渡邊教育長】**

以上のとおり、説明をいただきました。何か御質問などございましたらお願いいたします。特によろしいですか。

**【各委員】**

<了承>

**【渡邊教育長】**

それでは、報告事項No.1について、承認してよろしいでしょうか。

**【各委員】**

<承認>

**【渡邊教育長】**

それでは、報告事項No.1は承認といたします。

**報告事項 No. 2 県立川崎図書館の移転に係る調整状況について**

**【渡邊教育長】**

次に、「報告事項No.2 県立川崎図書館の移転に係る調整状況について」でございます。説明を生涯学習推進課長にお願いいたします。

**【大島生涯学習推進課長】**

それでは、県立川崎図書館の移転に係る神奈川県との調整状況について御説明申し上げます。

資料の説明に入ります前に、県立川崎図書館の移転に関しましては、神奈川県と川崎市において円滑な調整が図られますよう、平成29年2月15日付けで神奈川県教育委員会と川崎市教育委員会との県立川崎図書館の移転に係る県・市教育委員会調整会議の設置等に関する協定書を締結いたしました。この協定書に基づきまして、調整会議を設置いたしまして、現在県と調整を図

っているところでございます。

本日は、これまでの県との調整状況について御説明申し上げます。

始めに、お手元の資料1ページの項番1、県立川崎図書館に係る神奈川県との調整経過についてをごらんください。(2)でございますが、協定に基づく県・市の協議・調整事項でございますが、県立川崎図書館から市立図書館に移管する図書・資料に関すること。県立川崎図書館と市立図書館で連携して実施する講座等に関すること。県立川崎図書館移転後の建物に関すること。その他協議及び調整が必要と認められる事項に関することの4点となります。

(3) 調整会議等の開催状況等についてをごらんください。平成29年2月20日に県立川崎図書館の移転に係る県・市教育委員会調整会議を開催いたしました。この会議において、県から協議・調整事項の詳細については部会を立ち上げて検討してはどうかとの提案がございまして、それが承認されましたことから、この間県、市立の図書館長を中心とするメンバーによる移管図書・連携事業検討部会を3回、また建設緑政局やまちづくり局など、土地や建物に関する部署の職員をメンバーとした移転後の建物に関する検討部会を1回実施したところでございます。

これら部会による検討内容をもって、平成29年8月28日に第2回調整会議を開催いたしました。

次に、各協議・調整事項の調整状況などについて御説明をいたします。

項番2の、県立川崎図書館から市立図書館へ移管する図書・資料についてをごらんください。

始めに(1)経過でございます。平成29年2月20日の第1回調整会議におきまして、県から市立図書館で活用が見込まれる図書・資料(案)についての説明がございました。

また、本市から市立図書館で活用できるかどうかの検討に当たって、市立図書館における所蔵状況を確認する必要があることから、図書・資料のリストを早急に提示していただきたいと申し上げたところでございます。

平成29年3月22日の第1回移管図書・連携事業検討部会では、県から改めて市立図書館で活用が見込まれる図書・資料(案)についての説明を受け、図書資料リストの提示を受けたところでございますが、所蔵状況の確認作業を効率的に行う必要がございますため、出版年と書籍を特定できるISBNと呼ばれるコード番号が入った図書リストを改めて提示していただくようお願いして、7月中旬ごろに御提供をいただいたところでございます。その後、本市では市立図書館において図書・資料リストの所蔵状況を確認いたしまして、移管を受ける図書・資料の考え方について検討を行いました。

資料の2ページをごらんください。平成29年8月1日の第3回移管図書・連携事業検討部会におきまして、本市で活用する図書・資料(案)につきまして、県に提示をさせていただき、意見交換を行ったのち、8月28日の第2回調整会議におきまして、本市の提案につきまして、承認されたところでございます。

続きまして(2)活用する図書資料について御説明申し上げます。本市での活用を考えている図書資料につきましては、新聞縮刷版のうち、「日経新聞縮刷版」の1949年4月から1961年6月分、146冊と、児童雑誌である「たくさんのふしぎ」300冊でございます。

続きまして(3)活用する理由でございますが、「日経新聞縮刷版」につきましては、市立図書館におきましては1961年7月以降、現在までの縮刷版を所蔵しておりまして、今後も収集する予定であることから、未所蔵分の1961年以前のもの、146冊について提供を受けることといたしました。

また、「たくさんのふしぎ」につきましては、市立図書館におきましても、子ども向けの書籍として所蔵しておりまして、既に市民の皆様にご活用いただいているところでございますが、今回

新たに一括で移管を受けることによりまして、子どもたちを対象として企画展等の開催などが可能であるなど、新たな活用方法が見込まれたことから提供を受けることとしたところでございます。

続きまして、(4) その他の資料についてでございますが、このたび、県から本市での活用が見込まれる図書として、「やさしい科学コーナーに設置されている図書・資料」及び「ビジネス関連の図書・資料」がございましたが、これらの図書資料につきましては、これまで県立川崎図書館が専門図書館として選定・収集し、これらを一体的に活用されてきたことに資料的な意味があると考えております。このたび県から提示されたこれらのリストのうち、約7割を既に所蔵しており、残りの3割についても出版年から一定期間経過しているものが多いことから辞退することとしたところでございます。

続きまして、(5) 今後の予定でございますが、移管を受ける図書・資料につきましては引き続き県との調整を図りながら平成29年10月以降移管に向けて準備を進めてまいりたいと考えております。

続きまして項番3、県立川崎図書館と市立図書館が連携する事業について御説明申し上げます。

はじめに(1)経過でございます。平成29年2月20日に開催されました第1回調整会議におきまして、県から県立川崎図書館の資料や人材を活用した、展示、講演会の実施に当たり、本市との連携の可能性について打診がございました。

資料3ページにお進みください。平成29年3月22日の第1回移管図書・連携事業検討部会におきまして、県立川崎図書館で実施された平成28年度事業概要等について説明を受け、連携できる事業について意見交換を行ってまいりました。

平成29年8月1日の第3回移管図書・連携事業検討部会におきまして、市としては事業実施時の場所の提供や広報の協力、展示の協力などが可能であることをお示したところでございますが、県立川崎図書館の平成30年度の事業概要が検討中でございますことから、県立川崎図書館の専門性と川崎市立図書館の特色、地域性を生かした連携事業を行うことを基本といたしまして、今後事業が具体になった際に県、市、図書館実務担当者レベルで検討を進めることとしまして、平成29年8月28日に開催しました、第2回調整会議におきまして承認されたところでございます。

次に(2)今後の予定でございますが、県立川崎図書館の専門性を生かした講演会や展示の実施に当たりまして、本市といたしましても協力などの連携を相互に行うとともに、移転後の県立川崎図書館の特色や事業などについて情報発信をしていきたいと考えております。なお、県立川崎図書館で平成30年度に実施する事業内容などが決まった段階で実務担当者レベルでの検討を行っていききたいと考えています。

次に、項番4、県立川崎図書館移転後の建物についてでございます。はじめに(1)経過でございます。平成29年2月20日の第1回調整会議では、現在県が想定している建物の除却についての考え方について説明を受け、その際の課題等に意見交換を行いました。

平成29年8月1日の第1回移転後の建物に関する検討部会におきまして、県から改めて建物の除却に関する考え方について説明を受けましたが、平成29年8月28日に開催されました、第2回調整会議におきまして、引き続き部会において課題の整理等を行うことを確認したところでございます。

(2)今後の予定でございますが、県立川崎図書館の除却については平成30年度に除却設計、平成31年度に除却工事に着手する方向であるという考え方が示されていることから、引き続き課題の整理等を行いながら調整をしてまいりたいと考えております。なお、資料4ページには参

考資料1として、県立川崎図書館に関するこれまでの経過についてを。資料5ページには、参考資料2としまして県立川崎図書館のかながわサイエンスパークへの移転についてを添付してございますので、御確認いただきたいと思います。

説明は以上でございます。

**【渡邊教育長】**

以上のとおり説明をいただきました。何か御質問などございましたらお願いいたします。

大体説明どおり御理解いただいたということでよろしいですか。

では、特にならぬようございましたら、改めて、ただいまの報告事項No.2につきまして承認してよろしいでしょうか。

**【各委員】**

<承認>

**【渡邊教育長】**

それでは報告事項No.2は承認といたします。

**【渡邊教育長】**

それでは、傍聴の方に申し上げます。会議開催当初にお諮りして決定いたしましたとおり、これからは非公開の案件となりますので、川崎市教育委員会傍聴人規則第6条の規定に基づきまして、傍聴人の方は御退席くださいますよう、お願いいたします。

<以下、非公開>

## 7 報告事項Ⅱ

### 報告事項 No. 3 教育委員会の権限に属する事項に係る教育長の専決事項の報告について

山田庶務課担当課長、池之上庶務課長が説明した。

報告事項 No. 3は承認された。

## 8 議事事項

### 議案第50号 川崎市社会教育委員会議青少年教育施設専門部会委員の任命について

**【渡邊教育長】**

続きまして、議事事項に入ります。

「議案第50号 川崎市社会教育委員会議青少年教育施設専門部会委員の任命について」でございます。説明を、生涯学習推進課長にお願いいたします。

**【大島生涯学習推進課長】**

それでは、議案第50号、川崎市社会教育委員会議青少年教育施設専門部会委員の任命につきまして、御説明申し上げます。

川崎市社会教育委員会議青少年教育施設専門部会委員の任命につきましては、職員の異動により、任期途中で解任される委員がいるため、平成29年9月14日から任期終了まで新たな委員の任命をお願いするものでございます。

本案件につきましては、本来、年度当初の教育委員会におきましてお諮りすべき案件でございましたが、推薦団体に対する事務局の確認不足によりまして、このたびお諮りすることとなってしまいましたことをお詫び申し上げます。

なお、本専門部会につきましては、10月に今年度最初の会議の開催が予定されておりますので、新たな委員の任命が9月14日からとなっても支障等はございません。

それでは議案書をごらんください。表の左側には新たに任命する委員の氏名、現職等を記載しており、表の右側は現委員でございます。

1号委員で、川崎市立宮内小学校長の丸山衛委員に代わりまして、川崎市立旭町小学校長の小林達也氏に任命するものでございます。

なお、資料といたしまして、川崎市社会教育委員会議規則の抜粋版をお配りしておりますので、後ほど御確認いただければと存じます。

説明は以上でございます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

**【渡邊教育長】**

以上のおりでございますが、何か御質問等ございますでしょうか。

特によろしいですか。それでは、ただいまの議案第50号、原案のとおり可決してよろしいでしょうか。

**【各委員】**

<可決>

**【渡邊教育長】**

それでは、議案第50号は原案のとおり可決いたします。

**議案第51号 川崎市スポーツ推進計画の改定について**

**【渡邊教育長】**

次に、「議案第51号 川崎市スポーツ推進計画の改定について」でございます。

説明を、健康教育課担当課長、市民文化局市民スポーツ室担当課長にお願いいたします。

**【辻健康教育課担当課長】**

では、「川崎市スポーツ推進計画」の改定について御説明させていただきます。

自治体が定めます、スポーツ推進計画につきましては、御手元の参考資料、スポーツ基本法の4ページをお開きください。第10条第2項に、特定地方公共団体の長が、地方スポーツ推進計

画を定め、またはこれを変更しようとするときはあらかじめ当該特定地方公共団体の教育委員会の意見を聞かなければならないと規定されておりますことから、本日付議させていただくものでございます。詳細につきましては、所管であります、市民文化局市民スポーツ室長澤担当課長より御説明させていただきますので、よろしくお願いいたします。

#### 【長澤市民文化局市民スポーツ室担当課長】

市民文化局市民スポーツ室担当課長の長澤でございます。

それでは、御手元でございます資料、『川崎市スポーツ推進計画』の改定について、をござんいただきたいと存じます。

はじめに、左側上段、「1 改定にあたって」でございます。平成24年9月、「川崎市スポーツ推進計画」を計画が10年間のものとして策定いたしました。これは、スポーツ基本法、今申し上げました、第10条に規定いたします「地方公共団体が定めるスポーツの推進に関する計画」でございます、「スポーツのまち・かわさき」を総合的・体系的に位置付けまして、取組を推進しているところでございます。

策定から5年が経過いたしまして、社会情勢等の変化に適切に対応し、関連する計画との整合を図る必要性が生じています。

具体的な要因として一番に挙げられますのが、「東京オリンピック・パラリンピック競技大会の開催決定」でございます。また、「障害者スポーツに関する事業が、厚生労働省から文部科学省に移管」されまして、さらに「スポーツ庁」が新設されてございます。

そして、本市におきましては、分野を横断する上位の計画として、「かわさきパラムーブメント推進ビジョン」を、昨年3月に策定したところでございます。また、スポーツ政策の基本的方向を示す指針として、本年3月に策定されました「第2期スポーツ基本計画」の内容を参酌し、速やかに現在の計画を改定することが求められておりますことから、平成30年度から33年度までの4年間におきまして、スポーツ施策を総合的・計画的に取り組んでいくため、今年度末に計画の改定を行う、というものでございます。

その下の点線囲みの部分につきましては、計画の関連図を記載しております。計画の改定に当たりましては、スポーツ基本法に基づき、本年3月に策定されました、国の「第2期スポーツ基本計画」を参酌するとともに、県の「スポーツ推進計画」についても、整合性に留意する必要があります。

また、本市におきましては、総合計画・第2期実施計画の策定をはじめ、市の関連する分野別計画として、先ほど申し上げましたが、「かわさきパラムーブメント第2期推進ビジョン」や「かわさきノーライゼーションプラン」などと整合性に十分留意していく必要がある点を図示したものでございます。

次に右側をござんください。上段部分の「2 基本的な考え方」でございますが、一つ目は『かわさきパラムーブメント推進ビジョン』の理念を踏まえる」でございます。改定に当たりましては、誰もが暮らしやすいまちづくりをめざした「かわさきパラムーブメント推進ビジョン」の理念を踏まえるとともに、東京2020大会を契機として、市民のスポーツに対する機運や健康づくりへの関心を高め、スポーツの取組状況の向上につながるよう、「する」、「観る」、「支える」の視点から、具体的な取組を計画に盛り込もう、というものでございます。

二つ目は、「基本理念の成果を可視化するため、成果指標を設定する」でございます。基本理念の成果を可視化し、課題や改善点を明確化することで、効率的・効果的に「スポーツのまち」の取組を推進するために、新たに成果指標を設定するものでございます。これは、「できる限り成果

指標を設定する」とした、国の「第2期スポーツ基本計画」の方向にも合致したものとなっております。

また、スポーツには「する」、「観る」、「支える」という関わり方がございますが、本計画におきましても、「スポーツ実施率」は「する」の指標、「直接観戦率」は「観る」の指標、「スポーツを支える活動への参加率」は「支える」の指標として、取組成果を把握しようとするものでございます。

三つ目は「基本理念を実現するため、基本目標を設定する」でございます。基本理念を実現するために、「東京2020大会」や、市制100周年、さらにその先の未来をめざし、「スポーツを通じて誰もが自分らしく混ざり合える社会を実現しよう」を、「かわさきパラムーブメント」の理念を踏まえ、「5つの基本方針」に先立つ「基本目標」として位置付けますとともに、現計画の重点施策であります、「スポーツを楽しむ子どもを地域みんなで育てよう」を「基本目標」に設定するものであります。

四つ目は、「5つの基本方針を踏襲する」でございます。「スポーツのまち」の具現化に向けまして、総合的・体系的にスポーツ事業を展開し、効果的・効率的に取組を推進していくために、「目指す姿」や「今後の方向性」などを位置付けました5つの「基本方針」につきましては、そのまま据え置きまして継続して取組を推進するというものでございます。

次に、「3 計画改定に向けた取組について」でございます。はじめに、「検討・推進体制」でございますが、改定にあたりまして、庁内関係局区での検討に加え、引き続き公募市民委員や学識経験者、有識者などで構成されます、「川崎市スポーツ推進審議会」への進捗報告を行いまして、意見等を聴取しながら検討を進めてまいります。

また、「市民アンケート」や関係団体へのヒアリングなどにより把握した実態等を踏まえまして、総合計画の第2期実施計画策定作業と整合を図りながら、5つの基本方針に基づきまして、それぞれ取り組むべき施策・取組等を、事業の目的ごとに分類し、体系化を図ってまいります。

次に、「作業スケジュール」でございますが、この秋を目途に改定案を作成いたします。その後、パブリックコメントの実施などを経まして、来年3月末に「川崎市スポーツ推進計画」を改定したいと考えております。

続きまして、ページをおめくりいただきまして、現行計画構成と改定計画の構成図の比較図でございます。左側をごらんください。現行計画につきましては、「基本理念」のもとに、「5つの基本方針」を掲げまして、その基本方針に沿って「基本施策」を体系付けておりまして、さらに横断的な「重点施策」を掲げているところでございます。お手元でございます、黄色い表紙の現行の「スポーツ推進計画」概要版の4ページをお開きいただきたいと思います。教育委員会事務局に関係します、基本施策を御紹介させていただきます。

はじめに、基本方針の2番「生涯にわたってスポーツを元気に楽しめるまち」では、「子どものスポーツの推進と体力向上に向けた取組」、プールの写真のところ、一番下の「スポーツの安全性向上」が該当するところでございます。

次に、4番の「スポーツに挑戦する楽しみがあるまち」では、トランポリンの写真のところですが、「競技大会の開催・参加」、それから、5番の「スポーツを通して川崎の魅力・活力を楽しむまち」では、最後の「コラボレーション事業」、具体的な中身は、読書のまちかわさきの取組になりますが、これが該当いたします。

「重点施策に関係する主な取組」につきましては、一番右側のページに記載しておりますが、「地区単位のスポーツ大会」、「川崎国際多摩川マラソン・多摩川リバーサイド駅伝」、「ふれあいスポーツ教室」、「大規模大会サブイベント、プレ・アフターイベント」を紹介してございます。

説明資料にお戻りいただきまして、現行計画に対しまして右側部分をごらんいただきたいと存じます。改定計画の構成（案）でございますが、上段「基本理念」の下のところですが、成果を可視化するため「成果指標」を設定したところが、新規のものになってございます。

続きまして、この新設しました「基本目標」でございますが、「かわさきパラムーブメント」の理念を踏まえまして基本目標1、引き続き取り組んでいくテーマの基本目標2でございます。

「5つの基本方針」につきましては、変更はございません。

下段部分の「基本施策」でございますが、現在、作業を進めている部分でございますが、合わせて、第2期実施計画や他の関連計画の策定作業と整合を図りながら、6月に実施しました「市民アンケート」の結果等を踏まえまして、取り組むべき施策を事業目的ごとに分類し、体系化を図ってまいりたいと存じます。

説明は以上でございます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

#### 【渡邊教育長】

以上のおり説明をいただきました。

いろいろ資料がございますけれども、御説明いただいた中で御質問などありましたら、お願いいたします。

#### 【中村委員】

「かわさきパラムーブメント」って、とても川崎らしい取組だと思えますけれども、「5つの基本方針」は基本的に変えないというところで、パラムーブメントに関してはどの辺のところにはいって行くのでしょうか。

#### 【長澤市民文化局市民スポーツ室担当課長】

まさに今回ですね、2ページ目、おめぐりいただきまして、現行計画、これは平成24年の9月でございます。この時点でまだパラムーブメントの推進ビジョンはできていませんでした。平成28年のときにできたものでございます。改定計画の構成（案）のところですね、基本目標ということで右側の部分ですが、基本目標1でございますが、こちらがスポーツを通じて誰もが自分らしく混ざり合える社会を実現しようと、これがまさにパラムーブメントの理念とイコールでございますので、パラムーブメント推進ビジョン自体もこのスポーツ推進計画のある意味で上位計画にも位置づけられるものでございます。こういったもの基本目標1ということで、全体をカバーする形でございます。基本方針、五つございますけれども、それぞれにこちらの観点がかかってくるような感じですね、新たに今まではなかったんですけども、基本目標ということで、前に立てまして、全体をカバーする形でその精神を取り込んでいくという形で整理いたしましたところでございます。

以上でございます。

#### 【中村委員】

「誰もが」というところで、入れられるんだろうと思えますけれども、成果指標のところでは特にそれは出ていないと思います。特にそういう障害者の方がスポーツをできるってことはとても大事なことだと思いますし、「観る」とか「支える」という部分ではどうなんでしょう。

#### 【長澤市民文化局市民スポーツ室担当課長】

今回、現時点での成果指標ということで、「する」「観る」「支える」について立てまして、この項目をまずは基軸に考えていくということで、この3つだけを成果指標にするということで、今、限定したわけではございません。例えば、国でもですね、成果指標として参加率みたいなものを定義したら4%にするだとかということ、目標としてございます。ただ、数字として、市単位とかでなかなか取りにくいものもございまして、含めて「する」の中、当然障害者スポーツということで、実施率が高まれば、ここにも当然下支えになってくることもございますので、まあ、「する」部門もございまして、あとは障害者スポーツを本当にいろんな方々が参加できる環境にすると、障害者スポーツの普及のための環境作りという意味できますと、「支える」体制ですね、それも当然必要になりますので、そういう意味では「支える」部門の構成要素としても目標を置くのかなと、その辺は検討させていただきたいと思います。ありがとうございます。

**【渡邊教育長】**

よろしいですか。何かお考えがあればどうぞ。

**【中村委員】**

やはり障害者の方もスポーツに参加できるってことはとても大事だってことです。国としても何%って言われていますので、川崎にもそういうものに、特に力を入れているってところを見せられるように、ノーマライゼーションが進んでいくようにしていただければと思うんですね。

**【渡邊教育長】**

市として、パラムーブメントを大事にしているわけですから、スポーツの振興の中でもそれが具体化されていくといいですね。そういうお話でございますよね。よろしく願いいたします。

前田委員どうぞ。

**【前田委員】**

私も、週二、三回とどろきアリーナのスポーツジムを利用して一年半ぐらいになるんですけど、そこで外国人の人とか障害者の方とお友達になって顔を合わせたら挨拶して、話をしてるんですが、ただ、やっぱり8月暑い日に御老人の後期高齢者の方が小杉駅から歩いて来て、着いた途端倒れて救急車呼んだってことが目の前であって、やっぱり一つそういう高齢者の方や障害者の方が等々力に来る、KSPみたいなバスの交通手段の問題とか、やっぱり遠いですから、そのおじいさんはやっぱり身体づくりでバスに乗らずにあるいて来られたら着いた途端に倒れられたってびっくりしたんですけど、私も目の前にして、あらどうしたんだって、施設の方に聞いたらそういう事情だったと。暑い日だったので。やっぱりそういう、ちょっと不便なところがあるので、そういう交通、駅からの問題とか、障害者、高齢者含めて。

それから、交流校、スポーツを身近に楽しむ、混ざり合える社会っていうのも、施設的には等々力も、私も川崎に住んで50年以上ですから、子どものころから見ますが、あそこに穴がぼこぼこ、きれいになる前から遊び場だったので知ってますけど、それに比べればすごくよくなったんですが、障害者も含めて何かできるっていう施設になっているのかなっていうと、何か余りないのじゃないかなと。もっと、そういう混ざり合える社会っていうことで、あるいは等々力の緑地のスポーツを、障害者も含めてできるような、今、やられているんですね。子どもやいろんな形での講習会、見えますから、努力されてることはわかるんですが、さらになると、施設も含めた、それからいわゆる皇居のお昼休みマラソンコースを走ってるような東京では見えますけど、

等々力にそういう、皆がちょっと休み時間走ってみようかなってというようなコースは見当たらないし、ただ、孫と一緒に行くフロンターレ公園はこちらの広場のところのアスレチックとか、あそこのミュージアムの裏とか、よく小学生も来てますけど、とてもあの辺も考えられてはいるんですが、もう少し混ざり合える社会ってなると、障害者と健常者が一緒にできるようなそういう施設、それからちょっと駅から遠いので、交通手段の問題、そんなこともちょっと考えて進めていただけるとありがたいなあと思いました。

以上です。

**【渡邊教育長】**

御意見としてでよろしいですね。

何か担当課長のほうから、今の意見についてございますか。特にまだこれからっていうことでよろしいですね。

**【辻健康教育担当課長】**

はい。

**【渡邊教育長】**

では、御意見ということでよろしく願いいたします。

**【濱谷委員】**

あと一ついいですか。

**【渡邊教育長】**

濱谷委員。

**【濱谷委員】**

等々力とか、市の学校も全部そうなんですけど、バリアフリーというか、あるいはトイレが洋式じゃなく和式がすごく多いので、やはり全国的に今、トイレを洋式にっていうのが、どこの市も皆叫んでいる最中なので、ぜひそうなるとどんな方でも使えるなっていうふうにも川崎市のいろんな施設に行くと、和式のトイレが多いなあとも思ってますので、ぜひその辺も合わせて市で主体的にやっていけるといいなというふうに思います。

**【長澤市民文化局市民スポーツ室担当課長】**

最後にバリアフリーの環境ということでして、実は、パラリンピックですね、イギリスのチームを事前キャンプということで招聘いたしまして、そのBOA、イギリスのオリンピック委員会ですけれども、何度も来ていただいてやっております。とどろきアリーナですとか、カルッツ川崎などを見て回っているということで、事前キャンプの候補地として、今、検討している最中でございます。

そういう意味でもですね、バリアフリーの対応ということで、当然皆さんに使っていただくためにこういうものにしなければいけないんですけれども、事前受け入れのためにもその対策が必要ということでございます。今、28年、29年、30年度です、最近つくったスポーツセンターについてはきちんとなっているんですが、やはり老朽化ですね。築30年以上になった幸

スポーツセンターですとか、麻生スポーツセンター、それからアリーナもそうですけれども、ある程度前にできているものについては、その対応ができていないということで、その辺の工事を順次やっているところでございます。

**【吉崎教育長職務代理者】**

よろしいですか。

基本目標の2に関わるんですけれども、まあちょっと大きな話になるんですけれども、学校教育との、社会教育がどう連携するかっていうことで生涯にわたってスポーツを楽しむのは重要だと思うんですけれども、学校教育で一番、今、問題になっているのは、特に中学校の先生方の働き方の問題である。それから、日晩勤務時間が長い。これもどうかしないといけないってことで、特に部活ですね。これは、新たな提案が今、浜松とかいろいろ出てきましたけれど、国が動くという状況になっております。

そこですすね、考えられることは、専門でない先生が指導するってなるスポーツはですね、非常に難しい問題多いわけですね。

そういうとき、地域の指導者と関われるかどうか、そういう関わってやることができるのかどうか。つまり、子どもたちが生涯にわたって、スポーツを楽しむために地域としての支援ということ考えた場合に、人的支援として学校教育にそういう社会教育の側面って言いますかね、地域からの側面として支援できる体制として指導者が入る可能性があるのかどうか。これは、非常に大きな問題で、やはり学校のこれからの先生方の生き方の問題や、子どもたちのスポーツの楽しみ方を含めて大きな課題なんですね。そのあたりどのようにビジョンをお持ちですか。

**【辻健康教育課担当課長】**

今、御意見がありましたとおり、特に部活動のほうについてですが、顧問の先生方の約半数がこれまで経験のないスポーツを担当しているという現状がございます。

これまでも教育委員会としましては、外部指導者という形で地域の方々が専門の知識であるとか、または技術のある方々を学校に派遣をしまして、実際にはその専門的な経験のない先生方に代わり、技術指導をしていただいているような状況でございます。

また、今後ですけれども、本年の4月に、文部科学省のほうから部活動指導員という形の制度化がされまして、今、そちらについては、実際にそれを指導員の方が、技術指導ができたり、顧問を引き受けることができたりとかというような形もありますが、それ以外にいろんな課題もございますので、現在それをどのような形で導入するかということについて、今、検討しているところでございます。

**【吉崎教育長職務代理者】**

それから視点としてですね、学校教育とこういう社会教育っていうと地域でのスポーツってありますよね。やっぱりつなげて考えないと、すごく重要なテーマですね。これはやっぱり、しっかり進めていただいて、指導員というものを学校との連携をどうするのかってことが見えるようですと見えてないので、しっかりそれを書き込んでいただきたいということが一つ。

それとですね、子どもの体力を考えた場合、やっぱり学校教育の役割はすごく大きいですね。これがうまくいったのは福井県ですね。学力も高くて、スポーツも測定能力なんかも日本のトップクラスと。学校の役割って大きいんですよ、子どもの体力落ちてますのでね。だからそういうことを考えますと、地域で楽しむのも大事なんだけど、学校のスポーツをどういうふう to 充実

さえていくのか、身体を動かすことに。やっぱり、この辺の視点がはっきり入ってこないと、まずいんじゃないかなと私は思っています、その辺でもう一つ何か考えがございませうか。

**【辻健康教育担当課長】**

まず、子どもたちの体力の向上を考えていこうと思うんですね。まず、子どもたちがスポーツであるとか、身体を動かすことそのものを好きにさせられなければいけないというふうに考えております。そのためにはやはり大きなものとしては、学校での体育の授業の充実というところがすごい大事なのではないかと。

その場合にはですね、やはり体育の授業の中に、特に子どもたちはスポーツにおいてはですね、できるってことがすごく楽しさに繋がるケースがございませう。ただ、やはり例えば逆上がりができるって、最終的なできるだけではなくて、やはりそれまでの過程もスモールステップ法と言いますけれども、一つ一つのその過程の中でも小さなできるを大切にしながらそれを大きなできる、それが最終的には楽しさにつながるような形の授業の工夫という形で、今、充実を図るような形で考えております。

また、そういう形で子どもたちに、やはり身体を動かすことの楽しさを十分味わうとともにですね、やっぱりそれが習慣化しないとやはり体力の向上にもつながらないだろうかというふうに考えておりますので、やはりその、身体を動かす機会を充実させたりとかですね、実際に小学校のほうで、現在、今、取り組まれている内容なんですけれども、キラキラタイムと言いまして、スポーツというよりも運動をする程度のもなんですけど、特に運動を苦手としている子どもたちは、どうしてもなかなか自分たちで積極的に身体を動かそうとしないところもございませうので、やはりできるだけ簡単な取り組みやすいスポーツ、身体を動かすことの遊びですね、そこから取り組みながら、それを休み時間を活用しながら継続的にやるような形を今取り組んでいるような状況でございませう。

また、今後そういうようなところから成果等もですね、課題なども考えながら、そういう取組を充実させていきたいなというふうに考えているところです。

**【吉崎教育長職務代理者】**

どうぞよろしくお願ひします。

**【渡邊教育長】**

今、健康教育課のほうから説明をいただいた内容は、現行のあれでしょうか、スポーツ振興計画のほうでの、どのあたりにそれが、記載されているという形になるのでしょうか。

**【長澤市民文化局市民スポーツ室担当課長】**

生涯にわたってスポーツを元気に楽しむ、5つの柱で左から2番目の箱ですね。生涯にわたってスポーツを元気に楽しめるまちのですね、子どものスポーツの推進と体力向上、その部分が該当する事業だということでございませう。現在の計画におきましても、学校の取組ということで、キラキラタイムのことも掲載してございませうし、記録会ですと、そういった競技のほうに連携の話もいってございませう。

あと、地域との連携という、先ほどのお話もございませうし、スポーツ教室などのことも記載してございませうし、学校現場でいくと、体力テストの具体的な話として入っていますので、この辺のところは記載を検討させていただいてございませう。

**【渡邊教育長】**

ありがとうございました。

今、吉崎委員や健康教育課のほうから説明があったような内容は盛り込まれているということで、新しいものでも含まれていくということによろしゅうございますね。

ありがとうございました。

**【小原委員】**

よろしいですか。

**【渡邊教育長】**

小原委員。

**【小原委員】**

今、ちょっと皆さんのお話を聞いてて、スポーツの推進計画になっているんですよね。スポーツ推進計画になっているので、そうなのであるというものなのだろうと思うんですけど、これの中にスポーツを楽しむ環境とかかっていう、例えば生活の環境とかかって、そういうことに対しての取組んでいるのではないんですか。

例えば、スポーツを、体力を向上させるというような話であるのであれば、食生活がどうのこうのとかかっていうのが出てくると思うし、技術を向上させるのであれば、効率のよいトレーニング方法とかかって、そういうものがあるはずなんですけど、ここに書かれている中では、そういうのがちょっと見受けられないのかなというような気がするんですけど、その辺はどうなっているんでしょうか。

**【長澤市民文化局市民スポーツ室担当課長】**

現行計画におきましてはですね、健康づくりの観点でですね、スポーツ、今回この、スポーツ推進計画を計画立てたときにですね、スポーツの定義として、通常イメージとして、どうしてもプロスポーツですとか競技スポーツとかかっていうイメージになってしまいがちですけども、ジョギング・ウォーキングあるいは、散歩。そして、サイクリングもそうですし、高齢者がやっている健康体操もそういった対象ですね、軽運動も含めたそういった身体を動かすこと自体もスポーツというふうにとらえて、当然スポーツ実施率の中にも取り込みますので、ここでいうと、それに近いところに行きますと、健康づくり的な位置づけの章立てもございまして、そこで取り組む。ただ、生活習慣病予防などなら、どうしても健康づくりの「健康日本21」という、健康福祉局でやっている計画づくりのほうで、そちらは主軸の中ですから、アプローチは違いますが、健康づくりということの範疇は当然スポーツ庁のスポーツ基本計画における課題として含まれておりますので、私どももやっております。

あと、競技のところで行きますと、4つ目の柱の部分ですかね、スポーツに挑戦する楽しみところが、少しそういった教育性のところで、競技力を高めていくというところの記載もございまして。その辺の枠組みについては体系的になっているところです。

**【小原委員】**

前に、いろんな大学の先生の講演とか聞いていると、生活環境っていうあれがないですけど、

例えば貧血状態、貧血を治すとパフォーマンスがあがるとか、いろいろあるんですけど、そのためには生活習慣をきちんと、食べる・寝る・運動するというところをしないと、そういうふうには考慮しないととは思いますが、そういう視点を含めたスポーツの環境をつくるとか、もしくははげがをしないための環境をつくるとか、そういうのは別に競技でなくても、十分取り入れられると思うので、長くスポーツにかかわっていくという感覚であれば、そういう関係も少し取り入れていただければと、これはあくまでも要望というか意見なんですけれど。

**【渡邊教育長】**

そういうお考え、いただきましたので、また含められるところもありましたらば、よろしくお願いたします。

そのほかいかがでしょうか。

**【寺澤市民文化局市民スポーツ室長】**

すいません、今のにつきましては、将来における、「生涯にわたってスポーツを元気に楽しめるまち」と、2枚目の基本方針のほうに、左側の2つ目でございますが、その下に「スポーツの安全性向上」というような部分がございますので、そのような中で現在も少し含まれているところがございます。そのあたりを考慮しながらこれからの改定案に掲げていきたいと思っております。

**【渡邊教育長】**

どうもありがとうございました。

来年の3月には改定されるということでございますので、また新しいものができましたらば教育委員会のほうにも御提示いただければ大変ありがたいと思っておりますので、よろしくお願いたします。

では、よろしいですか。

それでは、改めまして、ただいまの議案第51号でございますが、原案のとおり可決してよろしいでしょうか。

**【各委員】**

<可決>

**【渡邊教育長】**

それでは、議案第51号は原案のとおり可決いたしました。

どうもありがとうございました。

**議案第52号 橘樹官衙遺跡群保存活用計画素案の決定について**

**【渡邊教育長】**

続きまして、「議案第52号 橘樹官衙遺跡群保存活用計画素案の決定について」でございます。説明を文化財課長にお願いたします。

**【服部文化財課長】**

それでは、「議案第52号 橘樹官衙遺跡群保存活用計画素案の決定について」御説明をいたします。

議案をごらんください。資料1は「国史跡国史跡橘樹官衙遺跡群保存活用計画素案」の概要版でございます。資料2が計画素案の本編でございます。資料3は、計画の策定スケジュールについてでございます。資料4は「国史跡橘樹官衙遺跡群保存活用計画素案に関する意見募集について」で、パブリックコメントの手続用の資料でございます。

それでは、計画素案について御説明をします。資料1をごらんください。計画素案の概要版で御説明をさせていただきます。本編の資料2につきましては、後ほど御参照いただければと存じます。

まず、「1 策定の主旨」でございますが、史跡橘樹官衙遺跡群について、将来にわたり史跡を保存し、その価値と魅力を広く伝えていくため、史跡の適切な保存・管理、活用、整備、管理運営と体制についてのマスタープランとともに、個別に基準を定めるための基本方針を文化庁の指導に基づき策定するものでございます。

なお、本計画は史跡の保存活用の基本的な方針を定めるもので、史跡橘樹官衙遺跡群の具体的な利活用につきましては、この基本方針に基づき平成30年度に考え方と内容とを示していく予定でございます。利活用等の検討にあたりましては郷土の歴史や日本の古代史を体感できる場としての整備、人づくり、まちづくりの場としての整備等を目指し、引き続き学識者や文化庁との関係機関から指導、助言をいただくとともに、地域の皆様の意見・要望を伺いながら進めてまいりたいと考えております。

次に、「2 計画の位置づけ」につきましては、資料のとおりでございます。

次に、「3 計画の期間と進捗管理」についてでございますが、計画期間といたしましては、おおむね30カ年の中長期方針を示すマスタープランと、当面実施すべき取組を短期方針として定めております。このマスタープランは、国史跡への追加指定や、調査研究の進展、史跡の保存整備活用事業の実施等を踏まえて、概ね10年で内容の見直しを図ります。進捗管理につきましては、文化庁や神奈川県教育委員会の指導、助言を得ながら経過確認と定期的な点検、評価を実施してまいります。

次に、「4 国史跡橘樹官衙遺跡群の概要」についてでございますが、国史跡橘樹官衙遺跡群は、高津区千年と宮前区野川に所在しており、多摩丘陵の平坦面に立地しております。古代武蔵国橘樹郡の役所跡である橘樹郡衙跡と、古代寺院跡である影向寺遺跡からなり、地方官衙の成立から廃絶に至るまでの経過をたどることのできる、全国的にも稀有な遺跡で、7世紀から10世紀の官衙の実態と、その推移を知る上で重要であるとして、平成27年3月10日に国史跡に指定されたものでございます。

1枚おめくりください。2ページの左上の「図3 国史跡橘樹官衙遺跡群の指定範囲と土地所有区分図」でございます。左側の影向寺遺跡につきましては、大部分が宗教法人所有地、右側の橘樹郡衙跡につきましては、公有地と個人所有地となっております。

次に、「5 計画の対象範囲」でございますが、史跡橘樹官衙遺跡群の指定地は橘樹官衙遺跡群を構成する一部にすぎませんので、本計画では周辺の遺跡群を含めた図4にあります範囲を「橘樹官衙遺跡群周辺地域」として取り扱うこととしております。

次に、2ページの右側の「6 現状と課題」をごらんください。橘樹官衙遺跡群について、現状と課題をまとめてございますので、お読み込みいただければと存じます。

1枚おめくりいただき、3ページをごらんください。「7 橘樹官衙遺跡群の保存活用計画のマスタープラン」についてでございます。現状と課題を踏まえまして、目指すべき将来像を示した

ものでございます。1つ目に橘樹官衙遺跡群の確実な保存と継承、2つ目に、継続的調査による遺跡群の全体像の解明、3つ目に史跡橘樹官衙遺跡群やその周辺の景観と歴史的・文化的資産を活用した歴史的まちづくりの推進。四つ目に、地域を知る学びの場や、人材を育成する人づくりの場としての整備活用。五つ目に管理運営体制の構築の整備でございます。

次に、「8 マスタープランにおける短期方針」についてでございますが、今後10年程度の保存管理活用等に関する短期方針を定めております。1つ目に本格的な整備を行う前の簡易的な解説板やサイン等を設置、2つ目に追加の国史跡指定や公有地化、3つ目に公有地化の進捗状況に応じた段階的な保存整備活用、4つ目に積極的な情報発信、5つ目に市民への周知と史跡の保存を図る社会的雰囲気づくりでございます。右上の図5をごらんください。御説明いたしました、マスタープランに基づきまして、四つの項目ごとに基本方針を定めております。

まず、「9 史跡の保存管理の基本方針」でございますが、1つ目に史跡の確実な保存と継承、2つ目に地域と共同した史跡の保存管理、3つ目に史跡橘樹官衙遺跡群の公有地化、4つ目に史跡橘樹官衙遺跡群の全容解明に向けた調査の実施と追加指定、5つ目に周辺の歴史文化遺産、自然資産を生かした保存管理の5点を定めております。

次に、1枚おめくりいただき、4ページの右側をごらんください。「10 史跡の活用の基本方針」でございます。1つ目に史跡橘樹官衙遺跡群の存在や価値、または調査研究成果等の積極的な情報発信、2つ目に地域の歴史魅力を学ぶことのできる場づくり、3つ目に史跡橘樹官衙遺跡群を活用したひとづくり、まちづくりの推進の3点を定めております。

次に、1枚おめくりいただき、5ページの左側をごらんください。「11 史跡の整備の基本方針」でございますが、保存管理と活用を進めていくための整備といたしまして、1つ目に史跡橘樹官衙遺跡群の適切な保存と確実な継承のための整備、2つ目に古代官衙遺跡の景観等が体感できる整備、3つ目に史跡橘樹官衙遺跡群や、周辺の歴史的・文化的資産、または調査成果を発信できる場の整備、4つ目に史跡橘樹官衙遺跡群を中心に、地域住民や市民等がさまざまな活動や交流ができる場の整備、5つ目に史跡への交通アクセスやサイン、ガイダンス施設、便益施設、駐車場やバリアフリー化等の整備。利用者の利便性の更新、6つ目に、史跡指定地内の調査の進捗状況、古代官衙関連施設の分布状況、公有地化の進捗状況に応じた、段階的な整備の6点を定めております。

次に、「12 管理運営と体制の基本方針」でございますが、1つ目に川崎市が史跡橘樹官衙遺跡群の管理団体としての役割を果たすための地域と連携・協働した保存管理の体制構築及び管理運営の推進、2つ目に土地の利用者の理解と協力を得た管理運営の実施、3つ目に文化庁、神奈川県教育委員会を始め、関連行政機関との連携による管理運営の3点を定めております。なお、史跡の管理運営につきましては、図9のようなイメージで管理運営に当たってまいりたいと考えております。

次に、資料の3をごらんください。計画策定のスケジュールでございますが、市民の皆様からの御意見を踏まえまして、1月の教育委員会定例会で御審議をいただき、議会報告を経て2月に計画を公表、平成30年4月から計画の運用を予定しております。

次に、資料の4をごらんください。計画素案について、市民から意見を募集するためのパブリックコメント手続用資料でございます。意見募集の期間は、平成29年10月23日から11月22日までの31日間を予定しておりますが、文教委員会の報告後、速やかに実施できるよう、現在、日程調整をしているところでございます。

説明は以上でございます。御審議のほどよろしくお願いたします。

**【渡邊教育長】**

以上のとおり説明をいただきました。何か御質問などありましたら、お願いいたします。

**【吉崎教育長職務代理者】**

私、学校教育に大変興味を持っておりまして、子どもたちにとって、これが、川崎のまちで学ぶことにどういう意味があるのかって、非常に重要だと考えてます。

資料1の4ページのところに、写真がありまして、出前授業っていうのが載っております。学校教育とのかかわりという点においては非常に重要な史跡ですので、今後どういうふうに学校教育の子どもたちの歴史学習にとって実りあるものになるかっていうことが、非常に川崎の教育にとって重要だと思っております。

そういう点で、出前授業ってどういう形でできるのか、また子どもたちが現地に行くことが可能なかどうか、そういうことはどういうふうに進められているのでしょうか。

**【服部文化財課長】**

出前授業の今の現状でございますけれど、各それぞれの学校からの依頼に基づきまして、私も文化財課職員が学校に赴きまして、橘樹官衙遺跡群だけではなくて、そのほかの遺跡、川崎の歴史も含めて出前授業を行っておりますが、中には、橘樹官衙遺跡群に近い学校では直接現地のほうへ行って、現地で子どもたちに橘樹官衙遺跡群の内容ですとか、魅力を直接伝えていくような、そういうことも一部やっております。

**【吉崎教育長職務代理者】**

子どもたちの反応はどうか。そういうときには、どういう学年を対象にやるんですか。学年は、それは歴史をやっているところで6年生。どんな反応でした。

**【服部文化財課長】**

子どもたちはまだ、6年生ですので、歴史の授業をはじめたばかりというところがありますので、ただ、4月当初から勉強していきますと、ちょうど奈良時代、平安時代っていうのが結構早い段階に勉強しますので、日本の歴史と、今、自分たちの身近にある歴史とがやっぱり、こう重なって歴史をちゃんと肌身で感じてもらえるような、そんなような雰囲気は受けたかなというふうに思っています。なかなか、歴史も難しいところが多いので、そういう難しい部分をどうやって子どもたちにわかりやすく伝えていくかっていうのは、これからの課題かなというふうに考えてございます。

**【吉崎教育長職務代理者】**

では今、模索中ってところですか。

**【服部文化財課長】**

そうでございます。また、実際に私どもの計画、素案の中にも練り込ませていただいております。私どもだけでは、やはりできないところがありますので、実際の学校現場で先生方にちゃんと使っていただけるような、教材としての整備も私どもがやりながら進めていきたいと思っておりますし、また、新任の先生方にも、川崎の歴史を学んでまた子どもたちに伝えていけるような、そうした研修的なものもこれから御相談をしながら、構築できていけばなというところで考

えております。

**【吉崎教育長職務代理者】**

そういうときにね、研究会がありますけどね、社会科の。何かそういう研究会とのタイアップをしてですね、地域教材ってね、本当に貴重な教材とか資料に値する場所ですので、教材化するための、そういう共同研究っていいですかね、教育委員会との。そういうのができてほしい。先生方が授業で使っていくための教材としてどうするかってことは、やれるような何かあるといいですね。やはり、地域とつながらないと歴史ってわかりにくいところありますし、やっぱり地域をとおして歴史を学べるのはこないいいことないので、そういう研究組織とかプロジェクトみたいなものが何か企画できるといいなというように思いますが、いかがでしょうか。

**【服部文化財課長】**

教材という点につきましては、まだささやかな状態でございますけれど、副読本かわさきの中に橘樹官衙遺跡群も入れていただいて、子どもたちに知ってもらえるよう、試みているところですが、まだまだ足りませんので、そういう部分については、御指導いただきましたような形でカリキュラムですとか教材研究っていうのは先生方と一緒にやってつくっていただければというふうには考えております。

**【吉崎教育長職務代理者】**

ぜひ、よろしくお願いします。

**【中村委員】**

今、吉崎委員がおっしゃったように、学校との連携ってこともすごく大事だと思うんですけども、よく小田原とか歴史があるまちですと、ガイドボランティアの方がいらっしゃいますね。地域の方々が社会教育としてガイドボランティアをしてくれるようなことがあると、外から来た方とかにもすごく良いのかなと思うんですけど、その辺の連携はこれから考えていかれるんですか。

**【服部文化財課長】**

市民ボランティア、解説ボランティアということでございますけれども、この橘樹官衙遺跡群について、またこれからの取組というところがございますが、文化財につきましては市民の方が文化財を活用していただけるような文化財ボランティア養成講座というのが、私ども文化財担当がやっております、現在2期目に入っております。そうした講座を修了した方に橘樹官衙遺跡群の現地見学会ですとか、そういうところに参加をさせていただいて、解説の補助ですとか、そうしたことで活躍していただけるように、今、現在行っておるところでございます。

また、地元の高津区では歴史ガイド、区民の方の自主的なそういうグループでございますが、そういうところで自主事業として史跡巡り等やっただきながら、解説をしたりだとか、そういうこともやっているというふうには伺っております。

また、整備や活動を今後橘樹官衙遺跡群の中で進めていくに当たりましては、そうした地域と連携しながらガイドボランティアですとか、そうしたことも含めて利活用を考えていきたいというふうに思っております。

**【中村委員】**

ぜひ、お願いします。

**【吉崎教育長職務代理者】**

今、中村委員がおっしゃられたような、歴史の好きな方っていらっしゃるよ、たくさん地域にね。そういう方と学校の中に入ってくる時の出前授業でもいいですけど、タイアップするような。さっきのスポーツと一緒になんですけれど、学校教育と社会教育がつながるような、輪にこれになると思うんですね。だから、何かそういう枠を少し広げた形で、今までの課なんかを越えて、場合によっては部局を越えて連携するということがすごく私は重要だと思ってますので、ぜひ、何かそういうものを生かして、大人も子どもも川崎ってものを見直すいい機会になっていただければいいなと、希望ですけどね。思いました。ありがとうございます。

**【服部文化財課長】**

先ほど御説明させていただきました、来年度、具体的な活用、整備につきましては、方向については検討していく予定でございますので、その中でしっかりと御意見を伺いながらですね、つくってまいりたいと思います。

**【渡邊教育長】**

ほかの委員さんはよろしいですか。

**【前田委員】**

私もそんなに遠いところでないので、影向寺も行ったことあるし、住職さん、同じ校長だったので、除夜の鐘を突かせてもらったりしたことがあって、この図を見てああ近いなと、歩いたことあるなと思いました。この、市民への周知という、学校のこともあったんですが、現地見学会とかあったときに、いろんなときに私も退職してから史跡文学散歩に毎年出かけてるんですが、高齢の方と仲間で、そうするといろんな史跡にはわかりやすい立て看板と、非常にわかりづらいのとあるので、ぜひ難しいってさっきおっしゃったけれども、難しいですよ。私、地域で住んだら古いもので価値があるっていうことは頭でわかっているんですけど、やはり橘樹官衙遺跡がどういうものなのかっていうのは、わかりづらいので、やっぱり6年生にもわかりづらいつてなると、そういう現地見学会とかこれからやっていくときに、全国を見てわかりやすい看板とわかりにくい看板あったので、ぜひ川崎市のそういう現場での看板等はわかりやすいものになるように、写真とか、絵とかですね、ぜひ工夫していただいて、そういうものが現地に建てられるとちょっと離れてますから、道案内等も含めて、一番いいのは、そういう文化財ボランティアが案内してくださるのが、今度修善寺に来週行くんですけど、市民の無料ガイドなんですよ。事前に1か月前にそのボランティアの会があって、何日何時からって申し込むと、じゃあ何々さんがグループつきますよって連絡来たんですけど、そういうようなものが川崎も、このすばらしい遺跡なので、できてくるといいかなと思いました。感想です。

**【濱谷委員】**

大切にしないとね、もったいないですよ。

**【前田委員】**

はい、もったいない。

**【渡邊教育長】**

小原委員どうぞ。

**【小原委員】**

2つ教えてほしいんですけど、まず、1つ目ですけども。

資料1の2ページになるんですね。2枚目の。2つの史跡があるんですけど、両方とも民間の土地が入っているってことですよね。あとのほうでみると、公有地化っていう話が出てるんですけど、最終的にはどこまで公有地化するつもりなんですか。

**【服部文化財課長】**

今、現状では国の史跡に指定をされました民有地につきましては計画的に土地所有者さんと御相談をしながら、公有地化を図っていく予定でございますが、資料の4ページのところがございますように、橘樹官衙遺跡群は影向寺と、この図6でございますが影向寺遺跡と橘樹郡衙跡が今、国の史跡に指定をされておりますけれど、この橘樹官衙遺跡群はこれを含めました、台地の全体に及んでおるような状況でございますので、今後、現在も確認調査、橘樹官衙遺跡群の全容を解明するために、確認調査を進めておるところでございますが、こうした調査を進めながら重要な遺跡が橘樹官衙遺跡群としての重要な遺跡が確認された場合には、国の史跡に追加指定をして、史跡として保存をして、必要に応じて公有地化を図っていくというような方向性で、今のところは考えております。

**【小原委員】**

ということは、今のところはこの2ページのこの2つの部分に関しては公有地化を検討していくということで、今後、研究で、発掘の状況で、状況次第ではまだふえるかもしれないということなんですね。はい、わかりました。ありがとうございます。

それとあともう一つ、聞きたいんですけど、ここの高津のこのあたりの地元の郷土史会っていうのはないんでしょうか。

**【服部文化財課長】**

高津郷土史会と申しますよりは、先ほどの申し上げた、正式な名称がすいません、ちょっと確認をさせていただきたいんですが、そういう地元の方たちで歴史を勉強していくっていうグループを立ち上げて活動されていらっしゃるということは。

**【小原委員】**

たしかいらっしゃいましたよね。

**【栗田文化財課担当係長】**

川崎郷土研究会っていうのは、あるんですよ。結構幸区の歴史などを中心にやっております、夢見ヶ崎の加瀬山の古墳であるとか、日吉あたりでやられてますが、一応全市もたまにテーマとして取り上げることはあって、当然橘樹官衙遺跡群が国史跡になるっていう段階では若干取り上げていただいたこともあるんですが、そこだけメインで、高津区だけっていうことでやっていら

っしゃる方は、会としては余りないんですね。

逆に地元の方、話題になってきたというのもあって、周知が進んできたので、今、課長がおっしゃったように、ガイドの会のようなものをつくって自分たちで勉強するときにわからないところは文化財課の我々が講師としていってですね、伝えて差し上げて、それをもとにまた自分たちが勉強するようなことを、今、ようやく始めたというところです。

【小原委員】

将来的に例えば、郷土史会みたいな形になっていくとかっていうわけではない。

【栗田文化財課担当係長】

御本人たちがどうするかっていうところだと思います。

【小原委員】

わかりました。

【服部文化財課長】

そうして、熱心な市民の方のグループを私どもがちゃんとお手伝いをしていくっていう方向はしっかりと。

【栗田文化財課担当係長】

サポーターとして、非常に皆様協力的にやっていますので。

【小原委員】

確かに、日吉の郷土史会は学校に来たりして、授業をやっていますので。別にどういう形でもいいんですけど、そういうふうな取組になってくれればというところです。

ありがとうございます。

【渡邊教育長】

濱谷委員はよろしいですか。

【濱谷委員】

はい。

【渡邊教育長】

それでは、ただいまの議案第52号でございますが、原案のとおり可決してよろしいでしょうか。

【各委員】

<可決>

【渡邊教育長】

それでは、議案第52号は原案のとおり可決いたします。

## 9 閉会宣言

【渡邊教育長】

本日の会議はこれもちまして終了でございます。お疲れさまです。

(15時22分 閉会)